

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>奈良県立高等学校における学科の設置及び廃止のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 学科の改編による学科の廃止及び設置</p> <p>(1) 奈良県立二階堂高等学校の全日制の課程の普通科を廃止し、キャリアデザイン科を設置する。</p> <p>(2) 奈良県立法隆寺国際高等学校の全日制の課程の国際英語科及び国際教養科を廃止し、総合英語科を設置する。</p> <p>(3) 奈良県立磯城野高等学校の全日制の課程の生産科学科を廃止し、農業科学科及び施設園芸科を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(別表第一関係)</p> <p>2 その他</p> <p>所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(2) 所要の経過規定を置く。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立二階堂高等学校の項中「普通」を「キャリアデザイン」に改め、同表奈良県立法隆寺国際高等学校の項中「国際英語、国際教養」を「総合英語」に改め、同表奈良県立磯城野高等学校の項中「生産科学」を「農業科学、施設園芸」に改める。

第五号様式中

「5 指導者の職氏名

を「5 その他参考となる事項」に改め

6 その他参考となる事項」

る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立二階堂高等学校の全日制の課程の普通科、奈良県立法隆寺国際高等学校の全日制の課程の国際英語科及び国際教養科並びに奈良県立磯城野高等学校の全日制の課程の生産科学科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案

別表第一（第二条関係）

略	奈良県立磯城野高等学校	全日制	農業科学、施設園芸、バイオ技術、環境デザイン、フードデザイン、ライフデザイン、ヒューマンライ
	奈良県立法隆寺国際高等学校	全日制	普通、歴史文化、総合英語
	略	略	略
略	奈良県立二階堂高等学校	全日制	キャリアデザイン
	略	略	略
	略	略	略

現 行

別表第一（第二条関係）

略	奈良県立磯城野高等学校	全日制	生産科学、バイオ技術、環境デザイン、フードデザイン、ライフデザイン、ヒューマンライ
	奈良県立法隆寺国際高等学校	全日制	普通、歴史文化、国際英語、国際教養
	略	略	略
略	奈良県立二階堂高等学校	全日制	普通
	略	略	略
	略	略	略